

藤原宇合「棗賦」と素材源としての

類書の利用について

——上代漢文創作の一のパターン——

松浦友久

中国古典——とくに文学のジャンルにおいて、「詩」とともに最も重要な地位を占めるものは「賦」であろう。「楚辭」が始まること形式の作品は、後漢末まではむしろ文学の主流であると考えられ、六朝から唐代におよんでも、「詩賦」の言葉の示すように、韻文における中心的な存在であった。こうした「賦」が、わが国の上代において、どのような形で享受され再生産されていったかという問題は、「櫻風藻」に始まる「詩」の歴史とはまた別の興味をわれわれに惹き起こす。

上代漢文学におけるもう一つの興味ある問題は、それぞれの作品が、表現の素材を何に求めていたかという点である。四書五経や「史記」「漢書」等、有力な先行作品に見える辞句と類似の表現がわが国にある場合、原典をそのまま素材としたという本来的な態度のほかに、上代人がもつて直接に依拠したテクストとして、「北堂書鈔」「芸文類聚」「初学記」等の、いわゆる「類書」の存在を指摘する立場がある。これは近年になって次第に注目さ

れるようになった主張であるが、その文献的資料の豊富さにおいて、「上代漢文学の素材源」というものに対する考え方を大きく変えさせる力をもつている。

この二つの問題点——賦系作品の享受再生と「類書」の利用——の接点に立つものが、藤原宇合(694?~737)の「棗賦」(經國集・卷一)である。この作品は、わが国現存最古の「賦」であると同時に、「芸文類聚」を中心とする類書利用の所産である。上代の類書の中には、今日すでに散佚したものも多く、その正確な状態は必ずしも明らかでない。しかし現存の資料を活用することによって、「棗賦」がどのような背景から生まれて来たかといふ一つの創作の型を知ることは可能である。ここではさらに、これを基礎として、「棗賦」の韻文的構成および「初学記」の渡来の問題を考え、また「棗賦」はいつごろ作られたとみるのが——少なくとも現存の資料に依る限り——妥当であるかという仮説も提出してみたい。

「經國集」卷一には、嵯峨天皇の「春江賦」をはじめとする十七篇の賦を収める。これはおそらく、上代の賦の、代表的作品の編集といふ意図に依るものである。そのうち、最初の作品という点で注意を引くのは藤原宇合「棗賦」である。賦としての最初の作品といふことの意味は、それだけでははつきりしない点もあるが、中国古典における賦の歴史的地位や、わが国（現存）最古の詩の製作時期（七世紀後半、近江朝、大友皇子、⁶⁷²）との比較によって、この作品の持つ比重が明らかになってくる。すなわちわが国における最も古の賦は、詩よりも約半世紀遅れた八世紀の前半、ほぼ聖武天皇の時代に作られているわけである。

「棗賦」という作品には、どのような背景が考えられるであろうか。前後二百字ほどの本文は、賦としては決して長いものではない。棗が植物として勝れた性質を持つものであること、それがアトラクティヴな姿で人をとらえることなどを、西王母・周成王・石虎・東方朔等、過剰なほどの故事を用いて詠んでいる。こうした点からみれば、「棗賦」は、「毛詩」の「桃夭」や「楚辭」の「橘頌」以来の、いわゆる嘉樹頌賛の系賦に連なるものであることは明らかであろう。ここで、なぜ棗が「嘉樹」の中に加えられるようになったかということが問題になる。「初學記」卷二十八「棗・第五」の部には次のように言う。

本草曰、凡棗、九月採、日乾、補中益氣、久服神仙、晉傳玄棗賦、有蓬萊之嘉樹、植神州之膏壤、……全生益

氣、服之如神、

これは、棗をたべることによつて心身を壮健にし、ついには神仙にもなりうるという神仙説の反映であり、戰国末以来の伝承の中で次第に一般化しつつあった養生神仙の思想が、その実現手段の一として棗をとり入れたことを示している。養生説と棗との結合を示す資料はこれだけではない。「初學記」（初）に先立つ「芸文類聚」（唐高祖武德七年⁶²⁴）棗の部にも、

劉根別傳曰、今年春、當有病、可服棗核中仁二七枚、能常服之、百邪不復干也。

神異經曰、北方荒中、有棗林焉……子長六七寸、圍過其長、熟赤如朱、乾之不縮、……食之、可以安斬益氣力、といった記録がみえる。棗そのものに関する言及は、「詩經」や、「禮記」「周礼」「儀礼」等にも見られるが、そこでは、まだ、はつきりした養生延命の素材として扱われてはいない。先に挙げた類書所引の各書物の所説よりも、文献的信憑性において時代の先行する資料としては、「後漢書」方術列伝（第七十）王真の条に見える

孟節、能含棗核、不食、可至五年十年、
を挙げることができる。これは、郝孟節なる方術の士が「棗の核を口に含むことによつて五年も十年も食物をとらないでいることができる」という伝説の記録であり、ここには、棗が方術の士を媒介として、養生神仙の思想と結合する形がはつきりと現われている。ただ、民俗学的な立場から言えば、桃や棗を生命力と結びつけることは、かなり普遍的なケースであると考えられ、それが

延命長寿の思想と結合する要素は、本来、棗自体に存在していると言えるであろう。

こうした考方がいつごろ日本に伝わったかは明らかでないが、少くともそれが流布したのは、この種の記事を多載する類書が渡来してからであろうと想像される。「万葉集」卷十六には、

玉掃刈り來鎌磨室の木と棗が本をかき掃かむため（三八三）

○

梨棗森に栗嗣ぎ延ふ田葛の後も蓬はむと葵花咲く（三八三）

四)

という形で棗が詠まれている。しかしこれは、棗の性質に対して注目するといったものではない。大体、わが国においては、棗そのものが中国におけるほど一般的な植物ではない。文献に残された例も少数である（³）、日常的な伝承においてもあまりその例をみない。このことは、字合が「棗賦」を作ったのが、文艺的にも風俗的にも、純粹に中国的な要素に触発された結果であることを示している。換言すれば、字合は、当時のこうした「読書人的知識」を背景として「棗賦」を試みたのだと言えるであろう。

「棗賦」の全文を、対句構成と押韻様式について整理する。すると次のようになる。

一天之下。

八極之中。（四字單對）
（累句）

上平一東（広水韻）

園池綿邈。
（林麓斗茸（ニ））

上平三鍾（平水韻）

奇木殊名而萬品。
（神草分區以千叢（七字單對）
（長句）
持西母之玉棗。）

上平一東（広水韻）

麗成王之圭桐。（六字單對）
（長句）
何則（傍句一転換句）

上平二冬（平水韻）

ト深居而筭索禁。

上平一東（平水韻）

移盤根以茂形庭。（七字單對）
（長句）
以下これに準ず。

下平九青（広水韻）

棗天生之異靈。

下平十一東（広水韻）

依金闕而播彩。
（隨玉管而流形。）

上平一東（平水韻）

固本枝於百卉。
（植聲譽於千齡。）

上平一東（平水韻）

通押

爾其（傍句）

秋實抱丹心而泛色。
春花含素質而飛馨。

朝承周雨漢露。
夕犯許月陳星。

當晚節而愈美。
帶涼風以莫零。

石虎瞻而類角。
李老翫而比瓶。』

投海傳繆公之遠慮。
在鑿開方朔之幽襟。

雜心釣名洛浦。
牛頭味稱華林。』

斯誠（傍句）
皇恩廣被草木。

聖化實及豚魚。
何必（傍句）

秦松授乎封賞。
周桑載乎經書。』

賦における内容の転換は、いわゆる四六駢文の場合と同様に、

〔下平廿侵（広韻）
下平士侵（平水韻）〕

〔上平九魚（広韻）
上平六魚（平水韻）〕

ふつう「傍句」と呼ばれる、一種の転換句によって行なわれる。したがつてこの本文においても、「何則」「爾其」「斯誠」「何必」の四カ所でそれぞれ意味が変化している。しかし、一番目の「爾其」と最後の「何必」は、前の部分の繰り返しであつて、あまり大きな内容の転換は見られない。この点は押韻の面にも関係しており、「何則」「斯誠」の場合のような「換韻」が行なわれていな。韻文においては、韻の変る部分で意味もするのが普通である。本文に印で示した四つの換韻の個所（傍句とは必ずしも一致しない）には、それぞれ何等かの意味での変化がある。この意味から言って、換韻と傍句とが一致した「何則」と「斯誠」の個所で最も大きな内容上の転換が行なわれているのは当然であり、換韻なり傍句なりが単独で用いられている部分は、いわば下位分類としての転換であると言ふことができよう。「棗賦」本文の内容がこの原則に適合していることは、作者宇合が、かなり意識的に駢文的韻文——鈴木虎雄博士の言われる「駢賦」（賦史大要）を試みた結果にほかならない。

四つの傍句を除いてすべてが対句で構成され、「發句」（夫・伏惟など）や「送句」（者也・而已など）或いは独立句等が全く用いられていないことは、対偶表現に重点をおく駢賦として、かなり純度の高いものであることを示す。もつとも、駢文対偶の花形とも言ふべき、四字六字を中心とした「隔對」は全く用いられていない。これは別の機会に触れたように、我が国の賦における四六の隔對は、「経国集」系の駢賦にはほとんど用いられず、「本朝文粹」系の律賦になってから多用される——という背景を持つか

らである。(つまり、「経国集」系の作品、それも最も初期の作である「駢賦」とその時代においては、単対こそが賦における韻文的美感の中心だったわけであり、作者が対偶上の技巧を示そうとすれば、まず長短の単対を効果的に配置するのが常態であった。字合自身が韻文における対句表現の連繋ということに興味を持っていたことは明らかであるが、その対句は、すべて「——仄、——平」、「——仄、——平」の形で統一されている(本文)。諸書に説かれる通り、隔対における句末の平仄は、「——平、——仄、——仄、——平」ないしは「——仄、——平、——平、——仄」を標準とするが、单対における標準は「——仄、——平」または「——平、——仄」である。中国における駢賦の单対は、曹植の「橘賦」(芸文類聚・初学記)のような特殊な例を除いては、一般に六朝中期以後になつてこの標準を守るものが多くなつてゐる。これは、漢字についてのアクセントを「平」と「仄」の対立で分類するようになつたのが晉・梁期であることを思えば当然であつて、平仄対立の観念が固定化する以前の標準的作品は、漠然と意識されていた平声と仄声の感覚によつて、偶然に完成した作例であると言わねばならない。つまり、字合の「駢賦」における単対の平仄は、六朝中期以後の最も駢賦的な単対の標準を完全に守つたものであつて(このことは、四字单対「繁句」において、「一天之下、八極之中」「園池綿邈、林麓斗茸」と、いわゆる駢文繫句の二四不同を用いている点にもいえる)、じつに駢賦に忠実であろうとした作者の意図がうかがえるのである。

ところで、作者は具体的にはどのような書きを持つ韻字によつて押韻しているのであらうか。⁸⁾本文の脚韻の部分に示したように、この作品は、まず「中・革・叢・桐」までが同一の韻として扱われている(本文注記の部分には、「それぞれの属子韻目を、「仄韻」と「平水韻」として示した。「駢賦」(奈良朝・八世紀)が依拠した「切韻」系(唐韻系)韻目と、いわゆる「詩韻」)。第一類の四つの韻字のうち「中・叢・桐」は、「廣韻」によればいずれも上平声一東韻に属す(「平水韻」一東、以下同じ)。「革」は上平三鍾(二冬)である。「廣韻」における一東韻は、目次にも記す」と「独用」の韻である。しかし実際には(「駢賦」の例のように)、今体詩(絶句・律詩・排律)以外の韻文においては「一東・二冬・三鍾・四江」間の通押がみとめられていた。駢賦の形式をとる「駢賦」は、律詩や絶句のような厳密な押韻を要求される文体ではない。当時の中国(唐玄宗の世に當る)で一般に行なわれていた、いわゆる「古詩通押」の様式にならつたものであることは明らかである。したがつて「東」韻と「鍾」韻との、わずかな発音上の相違は、「東」賦においては、押韻の不統一とは考えられない。当時の中国語の音価は、必ずしもすべてが明らかなわけではないが、仮りに B. Karlgren の推定した中古音(隋唐音)に基づいて再構成すれば、中(徒弓切)[tjung]革(而容切)[nziwong]叢(徂紅切)[dzung]桐(徒紅切)[d'zung]の書きを持つことになる。東韻[ung/jung]と鍾韻[jwong]の韻母を共有するわけである。

次の二群は、「庭・靈・形・齡・馨・星・零・瓶」の八字、「下平十五青」(九青)である。現代北京語の発音では、庭(ting)

靈(líng) 形(xíng) 零(líng) 瓶(píng) 𠂔(xíng) 星(xíng)

のように（現代音の表記は便宜上）、陽平（第一声）と陰平（第一声）

とに別かれるが、中古期には、まだこの区別ではなく、八字とも同

一聲調の平声であった。これらの韻字は、いずれも「經」(丁・

刑)類の韻母をとっているため、共通韻母は [ieng] となる。

〔「局」（蟹）類の韻母 [ieng] はとらない〕。「青韻」は、今体以外では「庚・青・蒸」の通押也可能であるが、ここでは一韻で通している。「襟・林」は「下平二十一侵」(十一侵)で韻母は [iəm]。最後の「魚・書」は、「上平九魚」(六魚) [iwo] を韻母とする。

以上してみると、「棗賦」は、全体として東 [ung/iung] (鍾 [iwing]) 青 [ieng] 侵 [iəm] 魚 [iwo] を韻字とし、陽声韻（鼻音で終るもの）三種、陰声韻（母音で終るもの）一種、の韻脚を持つことになるであろう。

一般的に言って、中国の古典文学においては、韻文の占める比重がかなり大きい。それは、つまるところ中国人が韻文的表現を好んだということの結果にほかならないが、同時に、一字一音節の構造を持ち高低アクセントを特色とする中国語の性格が、韻文を構成するのにきわめて便利だったという事実によっている。この特性を生かすことによって、彼らは、五言七言、四六駢體といつた音数律や、平韻仄韻から四声八病に到る音位律の諸問題を、韻文によるリズム感や美感の表現と結びつけて展開していくことがわかったのだと言えよう。記紀歌謡や短歌長歌旋頭歌などによって、すでに韻文による文学表現の興味に目覚めていた上代文人が、

日本語では構成するのできない緊密かつ複雑な韻文様式を「賦」に求めたのも、「賦」が「詩」とともに、こうした孤立語としての中国語の特性を最も効果的に發揮する文体だったからだと言うことができる。

III

「棗賦」の素材源は、「芸文類聚」と「初学記」に求めることができる。個々の出典を列挙すれば次のようになろう。⁽¹⁰⁾

※持西母之玉栗

○七月七日、西王母當下、帝設玉門之棗（漢武内傳）▲漢武内傳▽（芸文

「棗」）

○尹喜共老子西遊、省太眞王母、共食玉門之棗、其實如瓶（周易）▲周易

喜内傳▽（芸文・初学「棗」）

○上林苑有弱枝棗、西王母棗、棠棗、玉門棗……▲西京雜記▽

（藝文類聚・陰心初學記「棗」）

※麗成王之圭桐

○成王與唐叔虞燕居、援桐葉以翦珪、以告曰、以此封汝、虞

以告周公、周公請封虞、王曰、余與虞戲（耳）（周公）曰、

臣聞之、天子無戲言、於是、遂封叔虞於晉（芸文）▲周易

文「桐」）

※秋實抱丹心

○丹心美實（周易）▲陳後主・棗賦▽（初学記「棗」）

※石虎瞻而類角

○石季龍園中、有羊角棗、三子一尺（芸文・初学記）▲周易

「棗」)

※李老酈而比瓶

○尹喜共老子西遊、省太眞王母、共食玉門之棗、其實如瓶△尹

喜內傳▽(既出)

※投海傳繆公之遠慮

○晏子曰、昔者、秦穆公、乘龍理天下、以黃布裹蒸棗、至海投

其布、故水赤、蒸棗、故華而不實……△晏子▽(芸文「棗」)

※在箇開方朔之幽襟

○武帝時、上林獻棗、上以枝擊未央前殿檻、呼朔曰、叱來叱

來、先生知此箇中何物、朔曰、上林獻棗四十九枚、上曰、何

以知之、朔曰、呼朔者上也、以枝擊檻、兩木林也、曰朔來朔

來者棗也、叱叱者四十九、上大笑、賜帛十疋△東方朔傳▽

(芸文「棗」)

※鷄心釣名洛浦、牛頭味稱華林

○棗有、狗牙、雞心、牛頭、羊角、珊瑚、細腰之名△鄴中記▽

(初學記「棗」)

○風搖羊角樹、日映雞心枝△梁簡文帝・賦詠棗▽(芸文・初學

「棗」)

○華林園棗六十二株、王母棗十四株△晉書名▽(芸文「棗」)

※秦松授乎封賞

○秦始皇、上封太山、逢疾風暴雨、賴得松樹、因復其道、封爲

大夫松也△漢官儀▽(芸文「松」)

※周桑載乎經書

○白虎通曰、……成王之時、有三苗貫桑而生、同爲一穗、大幾

盈車、長幾充箱、民有得而上之者、成王召周公而問之、曰、三苗爲一穗、意天下其和爲一乎、後、果有越裳氏、重譯而來矣

(芸文「祥瑞」)

○昔在周公……勤相成王、踐阼理政、日吳不食、坐而待旦、德

化宣流、越裳來貢、嘉禾貫桑△爾雅序▽

このように、具体的に「棗賦」と類書を対照してみると、一篇篇

を通じて「芸文類聚」および「芸文類聚」「初學記」共通の記事

が最も多く、素材源の中心は「芸文類聚」(百卷)にあつたことがわかる。もともとこれは、「棗賦」だけの傾向ではなく、弘仁

期を含めて、上代の類書利用全般について言えることである。

「俾夫覽者易爲功、作者資其用」可以折衷今古、憲章墳典」(序)

を意図した「芸文類聚」は、中国だけでなく、上代日本において

こそ最もその機能を發揮したと言えるかもしれない。一般的にみ

て、「修文殿御覽」「北堂書鈔」「初學記」等、類書はいずれもこ

うした性格を持っているながら、「芸文類聚」は、その名称の示すごとく「文芸百科辞典」的色彩の濃いものである。「日本書紀」

のような史書にさえ漢文的装飾を縦横に配置した上代文人にとって、詩賦類の創作における「芸文類聚」の存在がいかに重要なも

のであったかは想像に難くない。それはともあれ、「棗賦」は、わが国に残る最古の「賦」であると同時に、こうした典型的な類書利用の所産だと言えるわけである。このことはまた逆に、漢文創作における類書の利用という基本的な型が、最初の賦にはつきり表われているという意味からも注目に値する。

ところで、最初の作品としての「棗賦」は、詳しく述べてみると、何處か見出されるものである。ここに一つの注目すべき記録がある。「続日本紀」神龜三年（726）九月十五日の条に「内裏生玉來、勅令朝野道俗等、作玉來詩賦」とあり、二十七日には「文人一百十二人、上玉來詩賦、隨其等第、賜祿有差……」とある。この「玉來」が何を指すかについては、「続日本紀考証」以来さまざまな説が出されているが、小島憲之博士は「玉棗」と解釈することができるのでないかとの旨、話された（直話）。「來」と「棗」とは、文字の上では極めて近似しており、この可能性は否定できない。もしこれが「玉棗」の誤写であるとするなら、一歩すすめて、字合の作品はこのとき作られたのではないかという推測が成り立つ。「經國集」目録には「從三位勳二等行式部卿藤原朝臣宇合」と記している。彼がこの地位についたのは神龜二年（725）閏正月であり、天平六年（734）正月正三位、天平九年（737）八月、正三位で没している（続日本紀）。したがって、目録に記す「從三位」の期間（725～734）は「玉來」の記事（726）と重なっている。しかも宇合の作品は、「ト深居而榮紫禁、移盤根以茂形庭」「依金闕而播彩」「斯誠皇恩廣被草木」という表現によつて、宮中の棗を詠んだものであろうことはほぼ間違いない。その上「持西母之玉棗」という表現まであるところからみれば「内裏生玉來」は、ほとんど「玉棗」であると断言してよいようにも思われる。

しかしこの推定には、多少問題があると言わねばならない。それはまず「生玉來」の「生」に關してである。むろん、多くの意味を持つ「生」には、「なる」の訓もある。しかしこれはいわゆ

る国訓で、果実等が結実する意味には使われない。文言としてのこのような場合には「実」または「結」（やや口語的用法）が普通であつて、もし「玉棗の実がなつた」のなら「実玉棗」または「結玉棗」「玉棗結子」といった表現がなされるべきであろう（花落實結人傳玄・桃賦▽有桃樹千園……萬歲一實△西京雜記▽山梨結小紅△杜甫・雨晴▽他）。また仮りに「玉棗の樹があつて」という意味だとすれば「内裏有玉棗」の形をとるのが普通であろう（王吉少時學問居長安、其東家有棗樹△漢書▽上林有雙梅紫梅△芸文・梅▽他）。同時に、「棗」の持つ仙力や靈力に対する認識にしても、「桃」に關するものほど強力かつ普及したものではない。それはわが国においても、「桃」に關する靈力の記録はあって（古事記△上巻△日本書紀）「棗」に關する類似の例のないことにも（古事記△上巻第九△日本書紀）「棗」に關する類似の例のうこと

自然であろう。

次に、「從三位勳二等行式部卿」と記す「経国集」の目録についてである。「経国集」の目録自体には、「万葉集」などと異なり、後人の附加という疑問はあまり持たれていない。ただ問題は、そこに記された官職が、そのまま作品の製作時期とつながるかどうかということである。

目録に記すその他の作者の場合をみると、「経国集」編纂時に生存した作者は、いずれも編纂当時の官職で記されており(仲雄王・菅原清公・良岑安世・和氣真綱・和氣仲世等)、その作品を作った时限とは必ずしも結びつかない。また故人の場合は、宇合の例を除いて、みな没年時の、いわゆる極官を記している。「大納言贈從二位石上朝臣宅嗣」「播磨守贈正四位下賀陽朝臣豊年」(卷一)「從四位下守刑部卿兼因幡守守勳三等淡海真人三船」(卷十)等、いずれもその例で、それが製作年代と結びつき得ないことは、彼等の官位が「贈……」という形で、没後に贈られたものであることによって明らかである。このことは、「経国集」編纂の直前に没した藤原冬嗣(天長三年没、贈正一位)についても同様である。こうした点から考えてみると、宇合の場合のみがこの原則から外れる必然性はほとんど無いはずであって、「從三位勳二等行式部卿」の問題に関しては、何らかの意味における編者の誤りとも考えられ(「経国集」編者の依つた資料が、子合に関しては、「たまたま天平六年以前のものであつた」など)、一概に製作時期を示す材料としては扱えないわけである。

第三に、すでに古典の項で示したごとく、少数ではあるが「初学記」にしか見えない語句のあることである(「丹心美実」「牛頭」

味称華林)。「初学記」の編纂は開元十五年(727)五月一日(唐金葉卷三十六)であり、「玉來」の記事に遅れること一年である。また一つのポイントとして、現存の資料によるかぎり、「棗賦」という形式は「初学記」によって初めて紹介されている(晋傅玄「棗賦」・陳後主「棗賦」という事実がある。「北堂書鈔」には「棗」の項そのものがなく、「芸文類聚」には「棗啓」や「棗詩」はあっても「棗賦」はない。この二つの点から言えば、宇合の「棗賦」は、「初学記」の渡来以後の作とみるのが自然であろう。もつともこの点に関しては、現存資料以外の類書——たとえば「修文殿御覽」などによって、「棗賦」も「丹心」「牛頭」もすでに紹介されていたかも知れないということが言える(現存「修文殿御覽」の例がある)。しかし仮説だけに立脚して推論を重ねるのが危険である以上、やや資料に量的な不足はあっても、現在のところ「初学記」渡来後の作とする立場に依らざるを得ない。

当つては、それどれ多くの書籍をもたらしている。とくに真備は注目すべきで、「続日本紀」天平七年四月二十六日の条には、

入唐留学生從八位下道朝臣真備、獻唐禮一百三十卷、太衍曆經一卷、太衍曆立成十二卷……樂書要錄十卷……

という。正史に記されたものだけでもかなりの量であるが、むろん、これ以外にもおびただしい漢籍が渡來したであらうことは、「続日本紀考証」以来説かれるところである。近年、太田晶二郎教授は、とくにこの折の真備の漢籍将来に注目され、①それが上代漢籍史における劃期的な質と量であったこと、②真備は外典、玄昉は内典の将来を使命の一としていたように思われること、③「旧唐書」(列伝第百四十)「開元初、又遣使來朝……所得錫賚、盡市文籍、泛海而還」の記録に相当するものは真備だと見るべきこと、などを述べられた。⁽¹³⁾ このような立場にあつた真備が、当時の中国における勅撰百科辞書とも言うべき「初学記」に無関心であつたとは、よほど特殊な事情の無い限り考えられない。やはり「初学記」は、このとき真備の集めた膨大な漢籍のうちに含まれていたと見るべきである。

この立場に立つとすれば、わが国における現存最古の賦としての「棗賦」は、天平七年(735)四月から九年(737)八月に至る約二年間に作られたものと推定できる。字合は、靈龜二年(716)八月から養老二年(718)十二月まで、遣唐副使(23才)として中国に渡っている。真備(22才)も玄昉も、彼とともに海を越えた年少の秀才であった。二十年の歳月をへだてて友人と再会した字合が、当代一流の文人政治家として、彼らの将来した盛唐の新資料

「初学記」を活用したことは、きわめて自然なコースとして理解されよう。またそこに収められた「棗賦」の形式に興味をひかれ、従来の基本テクスト「芸文類聚」の素材に併せて「自らの棗賦」を試みたといふことも、創作心理の自然な発展と言えるのではないか。そうだとすれば、この作品は、「初学記」を手にしてから半年以内、長くとも一年以内の、天平八年春までには完成されたのではないかと考えられる。素材源としての「類書」の渡來がそのまま創作の動機に結びついた例であろう。

このように、「棗賦」創作の過程をいくつかの事実についてたどってみると、文学の海外交渉という点での興味として——本来媒体(les intermédiaires)であるべき類書が、周囲の諸条件によつて、なかば発動体(l'émetteur)としての意味を持ちつつ、受容体(Le récepteur)字合に作用するという、一種の、比較文学上の特殊な型が見出される。そして、その特殊ケースがむしろ創作上の実態なり本流なりであったところに、上代漢文の「地方性」というものが端的に示されていると言えるのではなかろうか。

註 1 武德七年九月十七日、給事中歐陽詢、奉勅撰芸文類聚

成、上之、(唐會要三十六・修撰)

2 八月剝棗、△伝△剝擊也、△疏△棗須就樹擊之、所以剝

為擊也(詩經、幽風、七月)。婦人之擊、根櫟脯脩棗栗、

△注△婦人無外事、見以產物也(禮記、曲礼下)。食棗桃
李、弗致于核、△注△恭也、△疏△謂懷核不置於地也(孔
記、玉藻)。籜人掌四籜之實、饋食之籜、其實棗栗桃乾棗

棟美（周礼、天官）。自反阿蓬栗栗、設于会南……（儀礼、士虞礼）。等々。

3 「古事記」「日本書紀」「続日本紀」等にもその例はみえず、三代実錄仁和三年二月九日の条に「信濃國、例貢、梨子大栗吳桃子雉脂、別貢、梨子大栗等……」といった記録がある程度である。

4 底本（群書類從本）「神葉」、内閣文庫慶長御写本により「神草」とする。

5 底本「襟」、慶長本により改める。

6 △上代日本漢文学における賦の系列——「經國集」卷一を中心——△日本中國学会第十三回大会発表およびその要旨（日本中國学会報、第十四集）

7 「支那文學考」（兒島献吉郎著）「辭文史序說」（鈴木虎雄著）等。

8 「蕭賦」には、「本朝文粹」系の賦にみられるような韻字の制限がない。これが「經國集」系辭賦の特色の一つであることは前掲の拙稿で述べた。

9 同時に、こうした和文系韻文に与えた（或いは与えつた）中国韻文の、構造上の影響も考えられなくてはならないと思われる。

10 「芸文類聚」は「四部集要」本、「初學記」は中華書局本（古香齊本を底本とし安國本宋本等に）による。
11 内野熊一郎博士は、(1)(2)(3)を「伏生大伝」からの引用とされるが△日本古代經書学の研究▽（東京教育大文学部未定

紀要II）、その他の出典の例に照らして「芸文類聚」からの引用とみるべきであろう。なお「成王之圭桐」と「秦松

授平封賞」に関しては、小島憲之博士「上代日本文学と中國文学」下（未刊）によつて教示をうけた。

12 「本草曰、蒲萄益氣強志、令人紀健少飢、延年輕身」「本草、梅核能益氣不飢」「東海都尉、于台獻杏一株……云是仙人所食者」「神異經曰、東方有高樹……名曰梁……食之地仙、可入水火」（いずれも「芸文類聚」当該部より引く）。

13 △吉備真備の漢籍将来▽「かがみ」創刊号（大本急文庫刊）。

14 「懷風藻」に六首。「万葉集」に短歌六首。また「常陸風土記」の編者に擬せられ、「日本詩紀」（国書刊行会本）詩家書目には「藤原宇合集二卷」と記している。

村井 順著 「源氏物語論」 上

村井博士には戦前に「源氏物語評論」（明治書院刊）の著があるが、これはその研究態度において共通しながら著を發展的に吸収した新稿であり、しかも印刷が進行中の下巻の刊行とあいまつて、巻別評論が源氏全編にわたりて完成するはずの大著である。購入希望の向きは次の発行所まで便宜な方法で申込まれたい。

名古屋市千種区丘上町一丁目三 中部日本教育文化会（振替名古屋六〇五九番） 上巻定価二五〇〇円・下巻